

同 国 岡 靜 雄 第二号 同 同 二十八年十一月十二日

鳥取縣八頭郡智頭町大字坂原一八
四番地

右推薦届出者
推薦届出者氏名 生 年 月 日 住 所
門 田 定 藏 明治十九年七月一日 鳥取縣東伯郡上北條村中江四番屋敷

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十八号

昭和二十四年九月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員の
総選挙に關し第六回委員會を次のように招集する。

昭和二十四年八月二十三日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

一、招集日時 八月二十四日 午前十一時

一、同 場所 鳥取縣庁

一、附議事項

鳥取縣農地委員會委員の総選挙に於いて設定された
投票区の増設方に關する陳情処理について。

鳥取縣公報

第二千四百十号

規 則

◇鳥取縣規則第八十号

昭和二十四年七月鳥取縣規則第六十三号豚コレラ予防に
關する規則の一部を次のように改正する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表移入禁止区域を次のように改める。

「奈良縣、高知縣」を削り「岩手縣」の下に「廣島縣、
徳島縣」を加える。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百六十二号

昭和二十四年八月十八日臨時縣議会の議決を経た昭和二
十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算(同日議決追加予
算も含む)は次の通りである。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和24年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

款 項	歳 入	追加更正予算額	備考
1 縣 税		545,000	
3 地方配付税		645,000	
2 公企業及び財産收入		82,907	
1 財産收入		82,907	
4 使用料及び手数料		1,178,888	
2 手数料		1,178,888	
5 國庫支出金		2,189,048	

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十四年八月二十六日 第 二 千 四 十 号

(昭和四年四月十五日)

一

1 国庫負担金	△	2,880,275
2 国庫補助金		691,227
9 雑収入		42,431
5 物品売却代		42,431
繰入合計	△	2,863,412
繰 出		
1 繰入金費		40,000
1 県会議費		40,000
2 県庁費	△	4,622,161
1 県職員費	△	4,622,161
5 教育費		0
1 教育委員費	△	419,976
22 恩給費		419,976
6 社会及労働施設費		656,580
3 児童福祉費		191,663
6 労政費		464,917
8 産業経済費		990,000
1 建設費		990,000

11 選挙費		72,169
1 選挙管理委員費		72,169
繰出合計	△	2,863,412

◇鳥取縣告示第四百六十三号

昭和二十四年度秋期保健婦助産婦試験を次のとおり施行する。

昭和二十四年八月二十六日

種 別	日 時	場 所
助産婦	昭和二十四年十月五日 午前九時	鳥取市本町二丁目(郵便局隣) 鳥取中央保健所
学説試験	同	同
同実地試験	同十月二十五日 同右	同右
看護婦試験	同十月六日 同右	同右
保健婦試験	同十一月二十六日 同右	同右
願書締切	助産婦看護婦試験 昭和二十四年九月二十日	
願書提出先	保健婦試験 同 十一月二十五日	

昭和二十二年四月十六日農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年八月二十六日

- 一、登録者住所氏名 米子市内町七拾貳番地 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 米子市漁業会
- 組合長理事 倉立俊明
- 二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関
- 三、同 番号 第二五号
- 四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
- 五、営業所又は事業場の位置 米子市内町七二 米子市漁業協同組合

◇鳥取縣告示第四百六十五号

東伯、西伯地方事務所管内において縣稅檢査章縣稅滯納

に交付した。

昭和二十四年八月二十六日

区分	番号	返納交付 昭和年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	一〇	昭和二十四年八月一日返納	東伯地方事務所	鳥取縣事務吏員	隅 繁三
同	二七	同	同	同	音田 滝藏
同	七七	同	同	同	小谷 榮
同	一一九	同八月六日交付	西伯同	同	市川 湖雄
同	一三〇	同	同	同	松浦 久
同	三九	同	同	同	市川 湖雄
縣稅滯納者財病差押証票	一〇	同八月一日返納	東伯同	同	隅 繁三
同	二九	同	同	同	音田 滝藏
同	七七	同	同	同	小谷 榮
同	一三〇	同八月六日交付	西伯同	同	市川 湖雄
同	一一一	同	同	同	松浦 久

◇鳥取縣告示第四百六十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 柝木縣下都賀郡家中村大字家中二、三三四番地

現住所 米子市角盤町一丁目九七番地宮岡医院方

昭和二十四年八月十九日第一、四〇三号

篠 原 つねよ

大正六年五月二十日生

本籍地 鳥取市富安三一八番地

現住所 同今町一丁目一〇〇番地

昭和二十四年八月十九日第一、四〇四号

砂 宮 カズ子

大正元年十一月二十日生

本籍地 東伯郡倉吉町大字福吉町二、二三五番地

現住所 同東岩倉町二、二三三番地

昭和二十四年八月十九日第一、四〇五号

遠 藤 ヨン子

昭和三年十二月十日生

本籍地 氣高郡青谷町大字青谷三、八六二番地

現住所 同

昭和二十四年八月十九日第一、四〇六号

後 藤 たつ子

昭和三年七月十六日生

◇鳥取縣告示第四百六十七号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍 氣高郡中郷村大字鳴滝一四八番地

住所 鳥取市掛出町一四番地鳥取赤十字病院寄宿舎

昭和二十四年八月三日神奈川縣へ轉住により同年

同月同日名簿取消方願い出たので同年同月十九日

取消

宇 多 川 和 子

昭和三年三月六日生

◇鳥取縣告示第四百六十八号

昭和二十四年四月鳥取縣告示第五百五十九号(勞働帽子の販売價格の統制額指定の件)は廢止する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百六十九号

物價統制令第四條の規定により菓子委託加工料金の統制額を次のように指定する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

菓子類の委託加工料金

品名	原料委託数量	製品引渡数量	加工賃	摘要
煎餅	米、イモ、小麦粉 キビ、マイロ、大豆 の場合各一〇〇匁宛	八五匁以上 二五、〇〇		
のり玉	小麦粉六五匁、砂 糖三五匁	八三匁以上 同		
ビスケ	小麦粉一〇〇匁、 乳製品二匁アメリ コ匁、バター五匁	一〇〇匁以上 二四、〇〇		

ラ

三五匁 砂糖三五匁 九〇匁以上 二五、〇〇

落雁 糯米六五匁、砂糖 一〇〇匁以上 三〇、〇〇

焼菓子 小麦粉七〇匁、砂 八五匁以上 二〇、〇〇

ポイロ 糖三〇匁

おこし 米又はマイロ六五 一〇〇匁以上 二二、〇〇

勿、アメ二〇匁

この加工賃のほかに高級原料代及び燃料費など何等の名儀を以てするも金品を受領できない。

但し受託者が給を負担した場合は実費を加工賃に加工

することができ。

(二) この加工賃は委託加工所渡しに價格である。

(三) 原料委託数量とは委託者の提供する数量をいう。

◇鳥取縣告示第四百七十号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡旭村議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年八月二十六日から

同 年九月一日まで

公安委員会訓令

◇鳥取縣公安委員会訓令第三号

鳥 取 縣 警 察 隊 長

古物營業法及同施行規則に關する取扱手續については警察隊長の定めるところによる。

昭和二十四年八月二十六日

鳥 取 縣 公 安 委 員 會

◇鳥取縣本部訓令第四七号

(本 部)

地 区 警 察 署

古物營業法及同施行規則に關する取扱手續を次のように定める。

昭和二十四年八月二十六日

國家地方警察 鳥取縣警察隊長

古物營業法に關する取扱手續

第一條 この手續は昭和二十四年七月鳥取縣公安委員会訓令第三号に基いて定めたものである。

第二條 古物營業法(以下法と云う)又は古物營業法施行規則(以下規則と云う)に依る公安委員会に対する申請書又は届書は別段の定めない限り正副二通を提出させ副本はその署に營業種別毎に口座を設けて保存し正本は副申請書を附して速に警察隊長に進達しなければならぬ。

第三條 警察署で古物商にならうとする者の許可申請を受けたときは左の各項について調査し、なお管轄外に關係ある事項は照復の上許否に關する意見をつけすみやかに進達しなければならぬ。

(一) 規則第一條第二項及第三條の事項を備へているか。

(一) 申請人は法第四條第一項各号に該当するものでな
るか。

(二) 寫眞は本人に相違ないか。

(三) 其他処分上参考となる事項。

第四條 警察署で市場主にならうとする者の許可申請を受けたときは左の各号について調査し前條に準じてすみやかに警察隊長に進達しなければならぬ。

(一) 申請書は規則第一條第二項及第四條の事項を備へ
てゐるか。

(二) 申請人は法第四條第一項各号に該当するものでな
るか。

(三) 寫眞は本人と相違ないか。

(四) 其他処分上参考となる事項。

第五條 警察署で古物商又は市場主を譲受け若しくは相
続しようとする者の許可申請を受けたときは左の各号
について調査し第三條に準じて速に進達しなければな
らぬ。

(一) 申請書は規則第一條第二項及規則第五條各号の事
項を備へてゐるか。

(二) 申請者は法第四條第一項各号に該当するものでな
るか。

(三) 寫眞は本人と相違ないか。

(四) 其他処分上参考になる事項

2、古物商にあつては前項の外に規則第三條各号の事
項を備へてゐるか添附書類は正しいか。

3、市場主にあつては本條第一項の外規則第四條第一
項各号の事項を備へてゐるか、添附書類は正しいか。

第六條 警察署で古物商市場主から營業所の移轉、取扱
物資の変更の許可申請を受けたときは規則第六條並第
七條記載事項を調査し許可証を添へすみやかに進達し
なければならぬ。

第七條 警察署で古物商、市場主から管理者の新設、変
更、廃止の許可申請を受けたときは左の各号について
調査し第三條に準じてすみやかに進達しなければなら
ぬ。

(一) 管理者は法第四條第一項第七号に該当するものでないか。

(二) 申請書は規則第八條の事項を備へているか。

(三) 添附書類は正しいか。

第八條 警察署で古物商から行商、露店の許可申請を受けたときは左の各号について調査し第三條に準じすみやかに進達しなければならない。

(一) 申請人は古物商の許可を受けているか。

(二) 申請書は規則第十三條第二項の事項を備へているか。

(三) 従業者は法第四條第一項一号乃至四号に接觸するものでないか、寫眞は本人と相違ないか。

第九條 警察署でせり売りの許可申請を受けたときは左の各号について調査し第三條に準じ即時進達しなければならない。

(一) 申請人は古物商の許可を受けているか。

(二) 申請書は規則第十四條の事項を備へているか。

(三) 其の他処分上参考となる事項。

第十三條 警察署で古物商、市場主から許回証書換の申請を受けたときは事実を調査し許可証を書換え交付し、台帳を整理の上届書は進達しなければならない。

第十四條 警察署で許可証の亡失又は盗難の届出を受けたときは規則第十九條記載事項について調査しすみやかに進達しなければならない。

第十五條 警察署で規則第二十條の規定に依る木札の検印の願出を受けたときは別記様式第五の焼印を押すものとす。

第十六條 規則第二十條三項の検印の消除の願出を受けたときは適當の方法に依り検印を消除しなければならない。

第十七條 警察署で公安委員会発行の許可証を申請者に交附するときは規則第二十一條の該当手数料(収入印紙)と引換え別記様式第六に貼布し消印を行つた上すみやかに進達しなければならない。

第十八條 警察署で規則第二十六條の検印の願出を受けたときは其の署備付の警察署印を用ひ帳簿の毎葉に契

第十條 警察署で古物商、市場主から許可証の更新再交附の申請を受けたときは規則第十六條第十八條記載事項を調査し更新には許可証を添へすみやかに進達しなければならない。

第十一條 警察署で古物商、市場主から廃業、休業、死亡の届出を受けたときは相違の有無について調査し古物営業台帳を整理の上許可証を添へすみやかに進達しなければならない。

第十二條 警察署で規則第十一條第一項各号の届出を受けたときは事実について調査し、許可証を訂正の上交附し届書はすみやかに進達しなければならない。

前項の場合左の各号については特に慎重に調査進達しなければならない。

(一) 法定代理人の異動又は新たな選任につき新しい法定代理人は法第四條第一項第四号に該当するものでないか。

(二) 代表者その他法人の業務を行う役員員の異動につき新しい代表者その他役員は法第四條第一項第八号に

第十八條 警察署には別記様式第一乃至第四の各種古物営業台帳を備付けこれに登録し記載事項に異動があつたとき其他記入を必要とする事項があつたときは、その都度すみやかに整理して置かなければならない。

第十九條 警察署で帳簿廃棄の申請を受けたときは犯罪捜査等特別の必要のない限り記載物品の処分終了後三年を経ってからこれを承認するようにならなければならない。

第二十條 警察署で法の違反者を検挙したときは、その都度別記様式第七に依り報告しなければならない。

第二十一條 警察署長は法第二十四條の行政処分を必要とする者があるときは別記様式第八により証拠となる書類又は其の寫を添附しすみやかに上申しなければならない。

第二十二條 警察署長は法第二十五條第二項による公安委員会からの通告があつたときには別記様式第九の通告書を即時当該営業者に送達し営業者から同様式の受領証

を受け報告しなければならない。

第二十三條 警察署長は前條の規定による通告に当り營業者が聽聞手続を放棄するときは受領書にその旨を記入署名捺印させ進達しなければならない。

附 則

この手続は古物營業法施行の日からこれを適用する。

表様式第一

古物商許可台帳

(用紙B五型)

本籍、住所 氏名、生年 月日(法人 の場合も之 に準ずる)	許可年月日	許可証番号	營業所 の 名 稱	營業所 の 地 址	營業所 の 形 態	本支店の別
取扱う古物 の 種 類	管 理 者 住 所、氏 名	生 年 月 日	法定代理人 又は保佐人 の住所氏名 生 年 月 日	管 理 者 住 所、氏 名	生 年 月 日	

行政	処分	休業	年月日	参 考	事 項	異動事項	異動年月日

様式第二 (裏は様式一と同じ) (用紙B五型)

本籍、住所 氏名、生年 月日(法人 の場合もこれ に準ずる)	許可年月日	許可証番号	取扱う古物 の 種 類	開市の日時	管理者の住 所、氏名、生 年 月 日
--	-------	-------	----------------------	-------	--------------------------

市場の名称	市場の所在地	本支店の別
法定代理人 又は保佐人 の住所、氏 名、生年月日		

様式第二

(裏は様式一、二と同じ)

(用紙B五型)

本籍住所氏 名、生年月日	行商許可 月 日	行商許可証 番 号	取扱う古物 の 種 類	古物商との 統 柄
古物商 氏 名	營業所 の 名 稱	營業所 の 地 址	古物商 の 許 可 証 番 号	

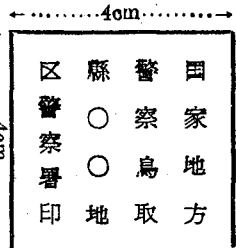
様式第四

(裏は様式一と同じ)

(用紙B五型)

本籍住所氏 名、生年月日	露店許可 年 月 日	露店許可証 番 号	取扱う古物 の 種 類	古物商との 統 柄
古物商 氏 名	營業所 の 名 稱	營業所 の 地 址	古物商 の 許 可 証 番 号	

様式第五



様式第六

古物営業手数料送付書

(用紙B五型)

〇〇地区警察署

営業者の住所氏名
営業種別
許可証交付区別
許可証番号
許可年月日
手数料納付年月日
収入印紙貼附欄
備考

註 (1) 許可証交付区別欄には新規、更新、再交付別を記入のこと。

(2) 同一人が同時に二種の古物営業許可証の交付を受ける場合は別々の納付書を用いること。

様式第七

古物営業取締法令違反者檢舉報告

昭和〇〇年〇月〇日
〇〇地区警察署

違反者の住所
業種別、氏名
年令(法人の
場合もこれを
準用する)

違反の内容
適用条文
検査後の措置
備考

様式第八

古物営業者行政処分上申書

昭和〇〇年〇月〇日
〇〇地区警察署

本籍、住所 氏名、生年月日 (法人の場合 は事務所の 名称、所在地、 代表者の住所 氏名、生年月日)
営業所の所在地

営業所の種別
営業許可年月日及許可番号
前科又は行政処分を受けたことの有無
取締法令遵守事項
事案の内容の細項
処分の意見その他参考事項

備考 一、聴取書、始末書又はその寫等証拠となる書類を添付すること。

二、事案の内容で長文に亘る爲記載出来ないときは別表に記載すること。

様式第九

(用紙B五型)

通知書

住所
営業種別
氏名 年令

貴殿の営業について聴聞を左記により行うか
ら出頭せられたし。

年月日

鳥取縣公安委員会 印

記

- 一、事由
- 二、聴聞期日
- 三、聴聞場所

注意 正当の事由がないもので期日に出頭しないときは聴聞の機会を利用することを放棄した者とみなす事があります。

受領書

一、出頭通知書 一通

但し昭和 年 月 日における聴聞への

出頭通告

右正に受領いたしました。

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取縣公安委員会殿

聴聞手続放棄上申書

この聴聞については聴聞会の手続を放棄します。

氏名 印

公安委員会告示

◇鳥取縣公安委員会告示第四号

古物営業法による聴聞規程を次のように定める。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣公安委員会

古物営業法による聴聞規程

第一条 公安委員会が古物営業法(以下法という)第二十五條の規定により聴聞を行う場合(以下聴聞会という)は別に定めるもの其他この規定の定めるところによる。

第二条 公安委員は法第二十四條に規定する左の各号の一に該当する事案があるときは聴聞会を開くものとする。但し当該営業者(以下営業者という)が聴聞の機会をほうきする意志表示をなしたとき又は公安委員会が第二十條の決定をしたときはこの限りでない。

- 一、営業許可の取消を必要と認められる場合。
- 二、営業停止を命ずる必要があると認められる場合。

第三条 聴聞の公示は国定地方警察署本署及び所屬

警察署の庁舎前面公衆の見易い箇所に行うものとする。

第四条 聴聞会は公安委員二名以上出席せなければこれを開くことができない。

聴聞会は公安委員会がこれを主宰し、公安委員長が聴聞会長となる但し公安委員長事故あるときは他の委員がこれにかわることができる。

第五条 聴聞会は行政処分の事務に関係ある警察官(以下立会警察官という)及び営業者又はその代理人立会の上でなければこれを開くことができない。

第六条 聴聞会に書記若干名を置く、書記は公安委員会これを選任し聴聞会に關する庶務に従事する。

第七条 営業者が聴聞会に代理人を出席させるときは委任状を添えてその旨公安委員会に届けなければならぬ。

第八条 営業者又は代理人は聴聞会に弁護人を伴い出席することが出来る。

前項の場合はその旨公安委員に届け出なければならぬ

九。

第九條 聽聞は口答により行うものとする。

第十條 聽聞会長は開会を宣し審問を行い、申立を聽き聽聞会の進行に必要な決定をなし閉会を宣する。但し他の公安委員(以下公安委員という)も必要により聽聞を行うことができる。

第十一條 聽聞会場においては何人であつても聽聞会長の許可を得てからでなければ發言することはできない。

第十二條 立会警察官及び營業者又はその代理人並びに証人は聽聞会長、公安委員又はその許可を得たる者の聽聞があつたときはこれに答えなければならぬ。

第十三條 立会警察官は法令又は條例違反の内容及び適用條文その他行政処分上必要な事項を申し立てなければならぬ。前項の場合必要により証拠の提出若しくは呈示をすることができる。

第十四條 營業者又はその代理人は立会警察官の申立に対し弁明をなし又は弁明に必要な証拠の提出若しくは呈示をすることができる。

第十五條 弁護人は弁護に必要な事項を申し述べることが出来る。

第十六條 立会警察官及び營業者又はその代理人若しくは

は弁護人は聽聞会長に対し証人の申請をすることが出来る。聽聞会長は前項の規程による申請に対し聽聞会の進行上支障の有無を判定の上許否の決定をしなければならぬ。

第十七條 聽聞会長は、聽聞会開会中同会の進行上必要のあるときは營業者又はその代理人、立会警察官、弁護人及び証人並びに傍聽人に対し注意を与えることができる。

前項の注意をきかず喧騒にわたり、聽聞の進行を妨げる者があるときは退場を命ずることが出来る。

第十八條 傍聽人は聽聞会において發言する事ができない。

第十九條 聽聞会長は聽聞会場内の秩序保持のため必要があるとき認めるときは傍聽人の入場を制限することが出来る。

第二十條 公安委員会は法第二十五條第二項の規定による通告をなし營業者又はその代理人が正当な理由がなく出席しないときはその者が聽聞の機会もほうきしたものとみなし決定することができる。

附 則

この規程は古物營業法施行の日からこれを適用する。

鳥取縣公報

昭和二十四年八月二十六日 金曜日 号 外

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十九号

鳥取縣農地委員會委員の總選舉について八月二十一日鳥取縣選舉管理委員會告示第二十二号を以て設定した投票区及び開票区を次のように変更する。

昭和二十四年八月二十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

選舉区 開票区 投票区 区 域

第一選舉区 第一開票区 第一投票区 鳥取市、岩美郡倉田村、米里村津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村、福部村

第二同 第二同 岩美郡蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村

第三同 第三同 八頭郡賀茂村、国中村、船岡村、大伊村、国英村、河原町、八上村、西郷村、散岐村、大御門村、隼村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村、大村、用瀬町、佐治村

第四同 第四同 八頭郡八東村、丹比村、若櫻町、池田村

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十四年八月二十六日

(昭和四年四月十五日)